

○羽生市附属機関設置条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び担任事項）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事項は、別表担任事項の欄に掲げるとおりとする。

（委員の定数）

第3条 附属機関の委員の定数は、別表委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

別表（第2条、第3条関係）

執行機関	附属機関	担任事項	委員の定数
教育委員会	羽生市立学校適正規模審議会	市立の小・中学校の規模の適正化、学校規模適正化の年次計画等についての調査及び審議	25人以内

○羽生市立学校適正規模審議会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、羽生市附属機関設置条例（令和2年条例第1号）第4条の規定に基づき、羽生市立学校適正規模審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 審議会は、羽生市立小・中学校（以下単に「学校」という。）の規模の適正化に関する基本的な重要施策に関し、羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行い、答申する。

- （1） 学校の適正規模
- （2） 学校規模適正化の年次計画
- （3） その他学校の規模に関する必要事項

(組織)

第 3 条 審議会委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校の校長
- (2) 学校のPTA会員
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬は、羽生市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年条例第 32 号)に定めるところによる。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長 1 名及び副会長 1 名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 7 条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 19 日教委規程第 1 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 25 日教委訓令第 2 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。